



支払われてますか?
超過勤務手当
支払われていない場合は
労働組合へ連絡を

**ボーナス2.25月 12月10日支給 育児時間取得期間
下位 最下位評価は特別評定で再評価 延長へ検討開始**

秋季闘争の結果と今後の課題です。わずかな前進ですが、4回にわたる団体交渉の成果です。政府の低医療費政策の転換がなければ、来年度の病院経営はより厳しさを増すでしょう。それをはねのけて、労働条件の改善を実現するには、強く大きな組合が必要です。

	受結内容	今後の課題
賃金・ボーナス	2024年6月から平均1.4%の賃上げ。4月から0.9%の賃上げと合わせて平均2.3%の賃上げ 昨年同様。年間4.45月（12月10日支給）	①全員が2.3%賃上げになるわけではない。若年層に厚くベテランに薄く配分される可能性が高い。どのような配分になるかは今後の交渉で。職場を支えるベテランにしっかりした賃上げが必要。 ②そもそも賃上げもボーナスも水準が低い。主要企業を対象とした厚労省の調査では5.33%の賃上げ。病院経営は政府の低医療費政策のもと、いずれも困難に直面している。このまま低医療費政策の転換がなければ、病院は他産業に比べ、労働負荷が高く低賃金な魅力のない職場に。
成績率	6月ボーナスで下位・最下位区分になった職員を対象に再評価を（特別評定）を実施	組合の調査では、回答した43.8%が成績率はなくすべき、46%がモチベーションマイナス、過半数に迫る職員が現行制度に否定的。抜本的見直しが必要。
福利厚生	育児時間取得期間の延長・年休積み立て制度について検討開始	詳細は今後の交渉で決定。より使いやすい制度にするために、組合員の意見を反映させる必要。

年休積み立て制度とは？ 安心して療養できる制度を

年休積み立て制度とは、会社が独自に定めることができる制度です。年休は通常2年で消滅してしまいます。この消滅してしまう年休を一定期間積み立てておいて病気療養時に使えるようにする制度です。

現行制度では、有給の病気休暇は90日までです。がんで手術を受け、その後2週間に1回化学療法を継続するような場合は、90日では足りなくなってしまう。このような時に消滅してしまう年休を一定期間積み立てておき、病気療養に活用できるようにしようというのが制度の趣旨です。「このような制度にしてほしい」という要望がありましたら労組本部まで。



▲ご意見等はコチラから▲



発行 地方独立行政法人都立病院機構労組

@toritubyoin_ro 都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@ 都立病院労組

職場のお悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です

